

**兵庫県生田警察署建替整備事業に係る基本・実施設計業務
公募型プロポーザル募集要項**

1 趣旨・目的

現庁舎は耐震性が不足していることに加え老朽化が著しく、耐震工事も技術的に困難であり、現地建替えが必要な建物である。また、現署長公舎が管外に位置し、緊急時の参集に時間を要するため、署長公舎を本庁舎に組み込む必要がある。さらに、市街地の狭小敷地における高層建築物の建替整備事業を的確に計画するためには、高度な知識と技術力が求められる。このため、本業務にふさわしい設計者の選定を目的として、公募によるプロポーザルを実施する。

2 プロポーザルの概要

- (1) 業務名 兵庫県生田警察署建替整備事業に係る基本・実施設計業務
- (2) 業務内容 兵庫県生田警察署建替整備事業に係る解体及び新築の基本設計及び実施設計業務
※屋外付帯工事含む。その他詳細は、特記仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年9月（予定）～令和8年2月28日
- (4) 委託金額 委託金額は、解体及び新築の基本及び実施設計業務 294,426千円を上限とする（上記(2)の業務内容とし、消費税及び地方消費税を含む。）。
- (5) 建設予定地 神戸市中央区中山手通2丁目2番3
- (6) 敷地面積 約2,163平方メートル
- (7) 建物規模 延べ面積 約8,500平方メートル程度、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上9階建て程度
- (8) 総事業費 約60億円（解体工事費約12億円、新築工事費約48億円）
- (9) 選定趣旨 本プロポーザルは、本業務に対する考え方や実施体制等に関するプロポーザルの提出を受け、当該業務に適した設計者の選定を目的に行うものであり、計画案を選定するものではない。
- (10) 本業務後に予定している委託業務 本業務後の工事監理業務についても、当該プロポーザルで特定した者と随意契約により業務委託契約を締結することを予定しているが、現時点でそれを確約するものではない。なお、工事監理業務の委託料は85,000千円程度を想定している。

3 参加資格

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- (1) 形態は、単体企業とする。
- (2) 資格は、次のとおりとする。

- ア 県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の「設計・監理」の建築（意匠・構造）に登載されていること。
- イ 県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと及び県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ウ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）を遵守すること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。
- オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていない者であること。
- キ 平成21年4月以降に実施設計を完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で延べ面積4,000㎡以上の官公庁施設※（住宅を除く。）の新築（増築）基本・実施設計業務を元請で受託した実績を有すること。
- ク 経験が豊富な有資格者を、本件に従事する総括責任者（管理技術者）及び主任技術者として配置できること。
- ケ 本プロポーザル手続開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。
- コ 本プロポーザル及びその後の委託契約について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

※ 官公庁施設とは、発注者が国又は地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人であるものとする。

4 参加の条件

参加者は本要領「3 参加資格」の要件を満たしていることのほか、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 配置予定技術者の条件

- ア 総括責任者（管理技術者）、建築（総合）担当主任技術者、建築（構造）担当主任技術者、電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は、それぞれ1名ずつ配置することとし、これらは兼任することはできない。
- イ 総括責任者（管理技術者）は一級建築士であること。

ウ 総括責任者（管理技術者）及び建築（総合）担当主任技術者は、参加者の組織に所属していること。

エ 配置予定技術者は、参加表明書等の受付日以前に参加者の組織若しくは協力事務所と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。

(2) 分担業務分野の再委託

ア 主たる分担業務分野（建築（総合））を除き、再委託することができる。

イ 構造分野の再委託先は、建築士法における構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。

ウ 設備分野の再委託先は、建築士法における設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。

5 参加に対する制限

- (1) 当該参加者における協力事務所は、他の参加者若しくは他の参加者の協力事務所としての重複参加は認めない。
- (2) 参加者が提出できる参加表明書等及び技術提案書等は、それぞれ1点のみとする。
- (3) 提出された参加表明書等及び技術提案書等の差し替え、追加及び削除は一切認めない。

6 実施スケジュール

実施内容	実施期間
募集要項等の配布	令和6年6月7日から 令和6年6月27日まで
参加表明書及び技術提案書等に関する質問書受付期間	令和6年6月7日から 令和6年6月14日まで
質問書に対する回答	令和6年6月21日
参加表明書等の提出期限	令和6年6月28日まで
事前審査	令和6年7月5日（予定）
選定・非選定通知書の送付	令和6年7月第2週（予定）
技術提案書等の提出期限	令和6年7月22日まで
本審査	令和6年8月2日（予定）
特定・非特定通知書の送付	令和6年8月中旬

7 既存資料の提供

参加表明書等を提出した者に、次の既存資料を提供する。

(1) 既存資料一覧

- ア 令和6年3月 生田警察署庁舎敷地測量委託 報告書（地積測量除く） PDF、DXF
- イ 昭和49年7月 生田庁舎新築敷地地盤調査工事 報告書 PDF
- ウ 特記仕様書のうち、設計参考資料 PDF
- エ 既存図面 PDF

(2) 提供日及び方法

提供日は、別途連絡する。提供方法はメールによる。

(3) 提供を受けた資料の取扱い

県から提供を受けた資料及び情報は、県の了解なく公開または本プロポーザル以外に使用することができないことについて、様式1「参加表明書」で誓約すること。

8 参加表明書等の作成及び提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
①参加表明書	様式1	各1部
②参加資格等に関する誓約書	様式2	
③技術職員調書	様式3	
④業務実績調書	様式4	
⑤配置予定技術者調書（総括責任者（管理技術者））	様式5	
⑥配置予定技術者調書（主任技術者）	様式6	
⑦協力事務所調書	様式7	
添付書類 ・入札参加資格登録書の写し ・保有資格を証するものの写し ・健康保険被保険者証等、雇用関係及び生年月日を確認できるものの写し ・各様式備考欄に記載する資料		

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和6年6月7日（金）から令和6年6月28日（金）まで

イ 提出先

兵庫県まちづくり部営繕課建築環境技術班

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

メールアドレス：eizenka@pref.hyogo.lg.jp

電話：078-341-7711（内線 4809）

ウ 提出方法

持参、郵送又はメールによる。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限内必着とすること。

メールによる場合は、電話により事務局に受信確認を行うこと。

(3) 参加表明書等及び技術提案書等に関する質問の受付及び回答

参加表明書等及び技術提案書等の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。

なお、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和6年6月7日（金）から令和6年6月14日（金）午後4時まで

イ 提出先

本要領「8（2）イ」における提出先

ウ 提出書式

質問書（様式8）

エ 提出方法

持参、郵送又はメールによる。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限内必着とすること。

メールによる場合は、電話により事務局に受信確認を行うこと。

オ 回答

質問に対する回答は、令和6年6月21日（金）に県ホームページに掲載する。

9 技術提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

技術提案書等の提出者は、事前審査で選定された者とし、次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
①技術提案書	様式9	1部
②基本・実施設計業務実施方針	様式自由 ただし、A3サイズ横長片面で1枚	10部（企業名無し） 1部（企業名有り） ※②と③をホチキス留め（左上1箇所）提出すること ※カラー印刷すること ※文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。ただし、視覚的表現に関する記載は除く。 ※③はA3サイズ2枚の中で全てのテーマについて提案を行うこと
③テーマ別提案書	様式自由 ただし、A3サイズ横長片面で2枚	
④見積書	様式10	1部

(2) 基本・実施設計業務実施方針

基本・実施設計業務実施方針として、①実施体制、②工程計画、③業務推進に当たっての配慮すべき事項等について記載すること。

(3) 技術提案を求めるテーマ

<p>テーマ①「警察署としての機能を発揮させるための利便性の高い施設計画及び災害対策拠点としての提案」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境への影響に配慮し、24時間稼働等の施設特性を踏まえた敷地内外の動線計画及び平面計画の提案 ・災害対策、災害発生後における機能維持対策及び庁舎セキュリティ対策に対する提案 など
<p>テーマ②「公共建築物として周辺環境と調和し、時代の変化に対応できる施設の提案」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減やユニバーサルデザイン等を考慮した最適な意匠・構造の提案 ・ライフサイクルコストの低減や維持管理の容易さに対応した施設の提案 など
<p>テーマ③「効率的な施工計画とそれを実現する的確な工事監理の実施に関する提案」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動対策に有効な解体計画並びに解体工事から新築工事への円滑な移行による工事費及び工期の縮減の提案 ・施設管理者等及び施工者との調整を適切に行い、工事監理業務をよりの確に実施する提案 など

(4) 見積書

見積書は、解体設計業務、基本設計・実施設計業務の合計及びそれらの内訳額を記載すること。

なお、消費税及び地方消費税を含む額とし、業務の上限額は下記のとおりとする。

- ・基本設計・実施設計業務：294,426千円（税込）

また、特記仕様書（案）を基に本工事に係る工事監理業務の合計及びその内訳額を併せて様式10に参考として記載すること。

(5) 提出方法

ア 提出期間

選定通知書の送付日から令和6年7月22日（月）まで

イ 提出先

本要領「8（2）イ」における提出先

ウ 提出方法

持参または郵送による。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限内必着とすること。

(6) 技術提案書等の記載上の留意事項

記載に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ・提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- ・視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲とし、具体的な設計又はこれに類するものに基づいた表現としないこと。
- ・技術提案の評価に当たっては、文章により表現された内容の評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- ・説明文の補足と認められない視覚的表現又はその他（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。
- ・表現の許容範囲については、大臣官房官庁営繕部整備課課長補佐（総括担当）及び設備・環境課課長補佐（総括担当）から大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室課長補佐、各地方整備局営繕部整備課長、北海道開発局営繕部営繕整備課長及び沖縄総合事務局開発建設部営繕課長宛て「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成30年4月2日付け事務連絡）別紙1を参照すること。
- ・技術提案書等の提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受託した設計業務の名称等）を記載してはならない。

10 審査及び評価

(1) 委員会の設置

本業務の契約の相手方（以下「委託候補者」という。）の特定に当たっては、別に定める「兵庫県生田警察署建替整備事業に係る基本・実施設計業務委託者選定委員会設置要綱」に基づき設置する委員会において審査及び評価を行う。

なお、本プロポーザルにおける参加者（参加表明者又は技術提案者）が1者のみであっても審査及び評価を行い、特定の可否を決定する。

(2) 事前審査

ア 審査方法

参加表明書等の書類審査を行い、技術提案書等の提出を要請する者を6者程度選定する。

イ 結果の通知

事前審査で選定された者に対しては、技術提案書等提出要請書を書面により郵送で通知する。事前審査で選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面により郵送で通知する。

(3) 本審査

ア 審査方法

事前審査で選定された者による技術提案書等に関するプレゼンテーション、それに対するヒアリングを実施し、審査及び評価を行い、委託候補者1者及び次席者1者を特定する。

なお、採点は、事前審査及び本審査の評価項目に係る評価点の合計とする。

イ プレゼンテーション・ヒアリング時の留意事項

説明者は当該業務に対し配置予定となる総括責任者（管理技術者）1名及び主任技術者2名の計3名とし、原則として、代理出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。ただし、パソコン等の操作補助者が必要な場合はこの3名の他に1名のみ出席を認めるものとする。

説明に際しては、提出した技術提案書等のみを用いた内容説明とし、拡大パネル（A1版）又はパワーポイント等によるプロジェクターを使用しての説明とすること。

なお、追加資料や模型等の使用は認めないこととし、その他詳細については、別途通知する。

ウ 結果の通知

本審査の結果で委託候補者及び次席者に特定された者に対しては、書面により郵送で通知する。

本審査の結果、委託候補者又は次席者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面により郵送で通知する。

なお、委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続完了後に公表するものとする。

(4) 評価項目等

審査における評価項目、評価基準の概要及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

		評価項目	評価基準	配点
事前審査	事務所の能力	技術職員数	事務所の技術職員数、有資格者数、同種又は類似の業務実績について、それぞれ評価する。	30
		有資格者数		
		同種又は類似施設の業務実績		
事前審査	配置技術者の能力	配置技術者の保有資格	総括責任者（管理技術者）及び各主任担当技術者の保有資格、同種又は類似の業務実績、経験年数について評価する。	30
		配置技術者の同種又は類似施設の業務実績		
		経験年数		
本審査	基本・実施設計業務実施方針	①業務理解度	周辺敷地状況及び施設特性の理解並びに業務内容の把握について評価する。	30
		②工程計画	関係機関等との調整を含め、効率的に業務を進めていくための工夫について評価する。	
		③配慮事項等	施設管理者との調整及びコストコントロールへの配慮等について評価する。	
	テーマ別提案書	テーマ①	提案内容の的確性及び実現性について総合的に評価する。	60
テーマ②				
テーマ③				
見積書	見積金額	見積金額の経済性について評価する。	10	

事前審査における事務所及び配置技術者の能力に係る業務実績の評価基準及び評価順位

評価基準		評価順位
同種施設の業務実績	8階建て以上又は延べ面積6,000㎡以上の警察署（留置施設があるものに限る）に関する新築（増築）基本・実施設計業務の実績がある	1
	5階建て以上又は延べ面積4,000㎡以上の警察署（留置施設があるものに限る）に関する新築（増築）基本・実施設計業務の実績がある	2

類似施設の 業務実績	8階建て以上又は延べ面積6,000㎡以上の官公庁施設（警察署（留置施設があるものに限る）及び住宅を除く。）に関する新築（増築）基本・実施設計業務の実績がある	3
	5階建て以上又は延べ面積4,000㎡以上の官公庁施設（警察署（留置施設があるものに限る）及び住宅を除く。）に関する新築（増築）基本・実施設計業務の実績がある	4

※ 官公庁施設とは、発注者が国又は地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人であるものとする。

11 業務委託契約に関する事項

(1) 契約の締結

県は本要領「10（3）ア」により委託候補者として特定された者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約締結が不調となった場合又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、次席者として特定された者と契約締結の交渉を行うものとする。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、特記仕様書に定めるほか、県と委託候補者の協議のうえ定めるものとする。

イ 業務の一部再委託は、本要領「4（2）」の条件を満たす範囲で、様式7（協力事務所調書）にその旨の記載がある場合に限り認めるものとする。

ウ 様式5及び6（配置予定技術者調書）に記載した配置予定技術者は、特別の理由により県がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(3) 業務内容及び留意事項

本業務の実施に当たっては、県と十分に協議して進めるものとする。

12 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加表明書等及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要項「9（4）」に示す基本・実施設計業務の上限額を超えた場合
- (5) 本要項「3」に示す参加資格を欠くことになった場合
- (6) プレゼンテーション時に、指定された者以外の者が出席した場合
- (7) 直接又は第三者を通して委員に接触し、又は接触しようとした者から提出された場合
- (8) その他本要項に違反するなど委員会が不適格と認めた場合

13 その他

- (1) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、全て参加者負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異論は一切認めない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用しないものとする。ただし、県はプロポーザルに関する手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製記録及び保存を行い使用できるものとする。
- (6) 委託候補者として特定された者が提出した技術提案書等については、その内容を公開することができるものとする。
- (7) 提出書類作成のため県から提供を受けた資料及び情報は、県の了解なく公開又は本プロポーザル以外で使用することができない。
- (8) 設計参考資料に提示する条件の変更（所要諸室の面積又は必要数の変更など）に伴い生じる設計に要する一切の費用は、受注者が負担すること。
- (9) 設計内容に基づき必要となる各種調査、建築基準法に基づく計画通知（建築基準法令の規定に適合するための国土交通大臣の認定等を含む。）、都市計画法に基づく開発許可及びその他の関係する法令の手続等に伴い生じる設計に要する一切の費用（手数料を含む。）は、受注者が負担すること。
なお、その他の関係する法令には、県及び市の定める要綱等を含むものとする。
- (10) 本業務の受注者（本業務の遂行に当たっての協力者を含む。）は本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。
- (11) 本業務の受注者（本業務の遂行に当たっての協力者を含む。）と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。
 - ア 一方が他方に出資していること。
 - イ 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。